

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19 年法律第94 号)第 3 条第 1 項及び第22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について次のとおり公表します。

【知名町の概要】

- 「健全化判断比率」は、いずれも早期健全化基準を下回っています。
- 「資金不足比率」について、赤字となった公営企業はありません。

1 健全化判断比率

(単位：%)

項目	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
知名町	—	—	14.6	115.7
早期健全化 基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」を記載している。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	
知名町合併処理浄化槽事業特別会計	—	
国民宿舎特別会計	—	

備考 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。